

病児・病後児保育事業のご案内

～子育て中のご家庭のみなさまへ～

■病児・病後児保育とは…

お子さまが、病気または病気回復期で集団保育ができない状態にあり、保護者の勤務の都合などにより家庭での保育ができない場合に、一時的に保護者に代わりお子さまをお預かりするサービスです。
(医師により受け入れが不可能と判断された場合には、ご利用いただけない場合があります)

■利用できる児童

- ①生後9週～就学前の児童
(ただし、特に必要な場合は小学3年生まで)
- ②医師(かかりつけ医など)の診断により、入院加療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある児童で、この保育サービスの利用が可能だと医師が認めた児童
- ③保護者が何らかの理由(勤務・病気・事故など)により、家庭で保育が出来ない状況にある児童

■対象となる病気

- 風邪、下痢(腸炎)など、子供が日常的にかかる疾患(脱水症状はないが、保育所などに連れていけないとき)
- 麻疹、水痘、風疹などの伝染性疾患(急性期は過ぎ全身状態は安定しているが、保育所などでの生活には不安があるとき)
- 喘息などの慢性疾患(呼吸困難は強くはないが、保育所などには連れていけないとき)
- 骨折、熱傷などの外傷性疾患(症状が固定しても、保育所などには連れていけないとき)

■病児・病後児保育所

御坊市湯川町財部728-4
特定・特別医療法人 黎明会 北出病院
「病児保育室ひまわり」
利用時間 平日の午前8時～午後6時
(延長保育は、原則行いません。)
休業日 土、日曜日、祝祭日と年末年始
(12月29日～1月3日)
■予約時間：午前8時～午後6時
■☎ 24・0144

■定員：6名

少人数制ですので、お預かりできる児童数に限りがあります。事前(前日)にご予約ください。

■ご利用料金

- (1)前年度市町村民税の課税世帯
(1日 2,000円 / 半日 1,000円)
 - (2)前年度市町村民税の非課税世帯
(1日 1,000円 / 半日 500円)
 - (3)生活保護世帯(全額免除)
- ※半日とは、5時間以内の保育です。

■ご利用の手順

お子さまが発熱など



かかりつけ医を受診



- ・入院加療の必要はなく、病児・病後児保育所での保育サービスが可能だと医師が診断。
- ・「医師連絡票」記載してもらい、医師より受け取る。

病児・病後児
保育所へ予約

・「医師連絡票」を受け取ると同時に、保育室へ病状を告げて予約(前日)してください。

病児・病後児保育所

北出病院「病児保育室ひまわり」

予約時間：午前8時～午後6時
☎24・0144



受け入れOKが出る



※(予約後のキャンセルは、速やかに保育室に連絡してください)

病児・病後児
保育所に入所

【当日お持ちいただく物】

- ①医師連絡票 ②利用申請書 ③同意書
- ④かかりつけ医より処方されたお薬
- ⑤子ども医療費受給資格証 ⑥健康保険証
- ⑦母子手帳 ⑧印鑑
- ⑨着替え、タオル、バジャマなど
- ⑩粉ミルク、哺乳瓶 ⑪紙おむつ
- ⑫昼食・おやつ など

※昼食・おやつは、お持ちください(原則)。

ただし、ご用意できない場合は、入所時にお申し出ください。実費(前払い)にてご用意いたします。

[昼食…1食205円、おやつ…1回100円]



保育



お迎え

- ・必ず午後6時までに迎えに来てください。
- ・利用当日分のお支払いをお願いします。

お問い合わせ/住民福祉課(☎63・3800)

新成人のみなさん おめでとうございます

▼国民年金の加入は

20歳から

20歳になったら厚生年金や共済組合などに加入していない人は、国民年金の加入届け（国民年金資格取得届の提出）をしてください。

▼国民年金（基礎年金）には

3つのメリット

①老後を支えます

老齢基礎年金

②病気やけがで障害の状態になったときに支えます

障害基礎年金

③加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます

遺族基礎年金



▼保険料納付は

便利な口座振替を!!

口座振替にすると、指定した口座から自動的に引き落とされますので、金融機関の窓口まで納めに行く手間がかからず大変便利です。また、納め忘れも防げます。口座振替手続きは、金融機関窓口で納付書と預金通帳、通帳の届出印をご持参のうえ、手続きをしてください。

※また、令和2年2月中に口座振替を申し込めば国民年金保険料の2年前納が可能になります。（支払保険料が多少割引となります）

▼保険料を

納められないとき

申請免除制度・若年者納付猶予・学生納付特例制度があります。本人の届け出後、審査により決定されますので、必ず所得の申告をしてください。

手続きをせず保険料を未納のままにすると、将来年金を受給できなくなる場合があります。

▼世代と世代の支え合い

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

▼国民年金基金

老齢基礎年金に上積みして年金を受け取る制度です。国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方が加入できる年金です。

また、納めた保険料は、全額が所得控除の対象になります。詳しくは、国民年金基金（☎フリーダイヤル0120・65・4192）まで。

その他、手続等について詳しくは、住民福祉課（☎63・3800）または、年金事務所（☎0739・24・0432）まで。

野焼きは法律で 禁止されています

「近所でごみを燃やしている、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められています。焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。

